

物品売買仮契約書

1 品 名

2 納入場所

3 納 期 限

4 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円

5 契約保証金 金 円

6 その他特定条件

この契約は、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる日の翌日から本契約として効力を有する。なお、この仮契約が市議会で否決されたときは無効とし、吉川市は一切の責任を負わない。

上記の物品の売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

年 月 日

住所 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
発注者

氏名 吉川市長

住所
受注者

氏名

㊞